

平成31年度 事業計画

【使命・経営理念】

小平市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進
- (2) 利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

【方針】

少子高齢化の急速な進行や、コミュニティのあり方の大きな変容から、既存の制度や取組だけでは地域の様々な課題に対応することが困難になっています。そのことを背景に、国からは「地域共生社会」の実現が提唱され、それに伴う社会福祉法等の改正により、様々な地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりが求められています。

こうした中、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、本会も含めた民間事業者や住民自身が展開する地域福祉活動の方向性をまとめた「第四次小平市地域福祉活動計画」（計画期間：平成31年度～39年度）を策定しました。この計画では「誰もが参加できる地域づくり」「地域福祉を担うひとづくり」「地域を支える仕組みづくり」「地域福祉を進めるための環境づくり」という4つの基本目標により、「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」という基本理念の実現を目指すこととしています。

本会の取組としても、モデル地域におけるコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）や「基幹型地域包括支援センター中央センター」の生活支援コーディネーター（第1層は市内では本会のみ、第2層は各地域包括支援センター）を配置し、地域課題を受け止め、関係機関と連携をしながらその地域の方々と共に問題解決に取り組んでいます。

また、「こだいら生活相談支援センター」、「こだいらボランティアセンター」、「権利擁護センターこだいら」、「障がい者地域自立生活支援センターひびき」、「地域包括支援センター中央センター」など、様々な相談に対応する窓口を担う本会においては、組織横断的な相談支援体制の強化と専門性のさらなる向上に努めます。

また、「小平市立障害者福祉センター（以下「たいよう福祉センター」という。）」及び「小平市立あおぞら福祉センター（以下「あおぞら福祉センター」という。）」においては、指定管理者として、利用者の立場に立った支援に努め、地域福祉の拠点の一つである地域に開かれた施設として、よりきめ細かい事業運営に努めます。

また、2年目を迎える「第3期小平市社協発展・強化計画」に基づく本会事業の一層の具現化を図るとともに、行政とのパートナーシップ及び地域住民と強く連携し、地域福祉の一層の推進に努めていきます。

【重点目標】

- 1 法人運営係では、昨年度に制定された「第四次小平市地域福祉活動計画」における本会の役割を踏まえ、2年目となる「第3期小平市社協発展・強化計画」について、着実な実行ができるよう、基盤強化に努めます。
- 2 総務係では、制度外の「狭間のニーズ」へのきめ細やかな対応と新たな福祉課題に積極的に取り組むために、会費や寄付金などの「民間財源」及び自動販売機収入などの「自主財源」の強化に努めます。
- 3 「こだいらボランティアセンター」では、ボランティア等の多様な活動を支援しながら住民主体の地域福祉活動を進めます。また、福祉体験学習やボランティア講座を通じて、新たな担い手となる福祉人材の発掘・養成に努めます。災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者・被災地の復興を行うため、市内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開します。
- 4 「こだいら生活相談支援センター」では、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、関係機関などと連携した包括的相談支援体制を構築し、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。また、複雑多様な地域生活課題の解決のため、市民の主体的な協力を得て、個別支援・地域支援・仕組みづくりを行うCSWのモデル地区（鈴木町・回田町・御幸町・喜平町）を上水南町・花小金井8丁目へ拡大し、CSWの複数配置を目指します。
- 5 「権利擁護センターこだいら」では、市民が安心して、いつまでも自分らしく主体的な生活を送れるよう、関係機関や団体等とも連携し、制度やサービス等を適切に活用しながら生活課題の解決に努めます。また、成年後見制度利用促進法が施行されたことに伴い、支援の必要な市民に支援が行き届くよう、ニーズの早期発見、制度の普及・啓発に努めるとともに、新たに本会に求められる役割について研究します。
- 6 「小平市障がい者地域自立生活支援センター」では、支援を必要としている障がい者と家族の相談支援を充実させるため、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援のあり方を小平市地域自立支援協議会と協働して研究します。
- 7 「基幹型地域包括支援センター中央センター」では、基幹型の業務を通じ、地域包括支援ネットワークなどによる個別支援にとどまらず、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指すなど地域支援につながる事業を展開し、地域福祉の向上に努めます。
- 8 「たいよう福祉センター」、「あおぞら福祉センター」では、利用者の権利擁護と意思決定支援に配慮し、さらなるサービスの質の向上と指定相談支援事業者としての相談機能の充実に努め、もって地域の社会福祉施設として地域共生社会の実現を目指します。

【実施事業】

1 法人運営係

(1) 社協運営 法人

本会の運営を充実させるために、社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、役員及び組織体制等の強化を図ります。事業の推進にあたっては、効率的な取組を行うとともに、事務経費等の節減に努めます。

① 役員会等の開催

本会の運営を円滑に遂行するための会議等を開催します。

ア 評議員会

イ 理事会

ウ 三役会

エ 監事会

オ 評議員選任・解任委員会

カ 苦情解決第三者委員会

キ 各種研修会への参加

② 管理運営の充実

ア 個人情報保護に関する取り扱いについての周知徹底及び情報セキュリティ対策を推進します。

イ 職員研修の充実により、専門知識の習得や職員の自己啓発意欲を高めるとともに、職員の能力の向上を図ります。

ウ 執務環境の整備・充実により仕事の効率化を図るとともに、誰もが立ち寄りやすい環境をつくります。

エ 小平市との連携を密にし、運営の充実を図ります。

(2) 調査研究 法人

① 「小平市社協発展・強化計画」推進委員会を設置し、小平市の地域性を勘案した「地域共生社会」構築に向け、本会の取り組むべき事業について検討を行います。

② 死後事務等の事業について研究を進めます。

③ 各種基金の有効活用に向けた研究を進めます。

(3) 連絡調整 法人

① 新たに策定された「第四次小平市地域福祉活動計画」に基づき、市民や小平市をはじめ、関係諸機関・団体等との連携を強化し、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築します。

② 「社会福祉法人に求められている社会貢献事業」について、地域の社会福祉法人等と連携し、小平市地域公益活動推進連絡会の事務局としてさらなる連携の強化に努めます。

(4) 地域における公益的な取組 法人

- ① 市内の社会福祉法人と連携し、地域ニーズの把握に努めるとともに新たな事業展開を進めます。
- ② 東社協を事務局とする「東京都地域公益事業推進協議会」に参画し、全都的に展開される取組みにも協力していきます。

2 総務係

(1) 普及宣伝 法人

- ① 「社協だより」、「本会ホームページ」、「本会事業案内パンフレット」等を通して、市民や関係諸機関・団体等に対して、事業の紹介や活動の周知に努めます。「社協だより」については、引き続き全戸配布を行い、福祉を中心とした情報を市内全域に幅広く発信するとともに、魅力ある紙面作りに努めます。また、事業所の取組をまとめたパンフレット等により、本会の事業や活動を市民に分かりやすく伝えます。
- ② 各種会議への出席や会費の使いみちの分かりやすい広報等により市民へ理解を求め、会員加入数の維持及び新規会員の獲得に努めます。
- ③ 市民まつりや社協福祉バザー等を通じ、広報活動を行います。
- ④ 寄付金については、その目的を明確に示し新たな共感者を増やすとともに、寄付者に対して丁寧なアフターフォローを行うことにより、継続的な関係の構築に努めます。

(2) 式典等の開催 法人 地域

- ① 「安心・快適・健康に暮らせる福祉のまちづくり」について、市民とともに考える場として「福祉のつどい」を開催します。
- ② 「小平市高齢者福祉大会」を開催します。

(3) 福祉資金の貸付 生福 低所得

① 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者手帳の交付を受けた方のいる世帯、日常生活上の介護を必要とする高齢者世帯、失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行います。[福祉費(生業費、技能習得費、出産・葬祭費、療養・介護費、転居費、住宅改修費、障がい者用自動車購入費等)、災害援護費、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金]

② 受験生チャレンジ支援貸付事業

低所得世帯の子どもに対し、健やかな育成の環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもが高校・大学・専門学校を受験する際の、予備校・学習塾の費用や受験料の貸付け相談を行います。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、国家資格等の取得を目指すひと

り親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付け相談を行います。[入学準備金、就職準備金]

(4) 緊急援護 法人

- ① 緊急に援護を必要とする方に対し、交通費等の援助を行います。
- ② 火災等の罹災者に対し、見舞金を贈ります。

(5) ひとり親家庭福祉 法人

交通遺児家庭への見舞金の支給及び遺児に対し学費を援助します。

(6) 収益の取組 法人 自販 手作

- ① 自動販売機や募金箱を設置し、収益事業を展開します。また、新たな収益事業の取組みについても検討し、収益の増を目指します。
- ② ボランティアによる手作り作品の販売を行い、その収益を地域福祉活動に活かします。

3 ボランティアセンター

(1) こだいらボランティアセンターの運営 ボラ

① 運営方針

ボランティアセンターは、地域の生活課題について、必要に応じてボランティア活動団体等と協働して事業に取り組むなど、ボランティア活動等を積極的に支援します。

福祉分野を中心としながらも、狭義の領域にとどまらず、多様な活動の情報把握に努め、CSWや他機関と連携し、住民主体の課題解決につながるよう、計画的な地域の人材養成や活動を支援していきます。さらに、東部・西部ボランティアコーナーを通じて、市民の身近な相談や地域に密着した地域福祉活動のきっかけづくり等に努めます。

② 地域福祉人材養成

ア ボランティア、地域活動等の新たな担い手を発掘・養成するため、各種講習・講座や啓発事業を実施します。また、テーマや内容により、ボランティア活動団体からのニーズに基づいた共催事業にも取り組みます。さらに、災害時に備えた、「日頃からの顔が見える関係づくり」を推進するため、訓練や講座修了者を中心とした交流の場の充実に努めます。

イ 障がいのある人もない人も誰もが地域で自分らしく学び・暮らせる、地域共生社会の創出を目的に、手話、点字、ガイドヘルプ、知的障がい、身体障がい、高齢者擬似体験、車いす体験、障がい者スポーツ等の福祉体験学習をボランティアや障がい当事者、地域の関係施設等の協力を得て実施します。

③ 地域におけるネットワークの強化

ア ボランティア活動等に関する相談や登録団体間の連携、ネットワークの強化などボランティア活動のさらなる環境整備に努めます。

イ 市内福祉施設とのネットワークを推進し、より福祉力の高い地域づくりができるよう、地域福祉のプラットフォームとしての役割を果たしながら、施設間の主体的な連携が深まる支援や施設と地域住民とのより良い関係づくりに努めます。

④ 広報・啓発の充実

ボランティア活動や地域の福祉活動等に関する情報を広く効果的に市民に提供するため、「こふくだより」の発行やホームページ等を通して双方向の情報提供に努めます。

⑤ 防災・減災に関する取組の充実

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づいて策定した、災害ボランティアセンター運営マニュアルに従い、「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるように、日頃から小平市や関係機関・団体との連携を図るとともに、市民との協力関係づくりに努めます。

⑥ ボランティア活動の環境整備

ア 市民が安心してボランティア活動に参加できるよう「ボランティア保険」の相談、受付を行います。

イ 活動室や印刷機、備品の貸出しを行い、ボランティアセンター登録団体の活動を支援します。

ウ ボランティア団体等の活動支援のため、助成金などの情報提供を行います。

(2) 小平市高齢者交流室の運営 交流

介護予防の拠点として小平市から指定管理を受け運営している「高齢者交流室」の体制を充実し、地域の仲間づくりの支援や介護予防のための体操、健康相談等を行います。

(3) 小平市子ども広場の運営 子ども

小平市から「子ども広場」の運営（市内6か所）を受託し、乳幼児をもつ保護者の交流と子育て相談等をより身近な地域で行い、子育て中の保護者を支援するとともに、中学生までの子どもの社会性や豊かな心が育くめるよう、安全・安心な遊びの場やイベント等を提供します。

(4) 障がい児・者福祉 ボラ

① 聴力障がい者支援の一環として、初心者手話講習会を開催し、障がい理解の促進を図るとともに、ボランティア活動への関心を高めます。

② 障がい者の当事者団体と協働し、「障がい」についての理解と啓発に努めます。特に、「こだいらあんしんネットワーク」の活動を通し、要配慮者の課題解決や地域への啓発活動に取り組みます。

(5) 社協福祉バザー 地域

本会の活動の周知と自主財源確保のため、市民、自治会、本会地域福祉推進員、民生委員児童委員協議会、関係機関、登録団体やボランティア等の協力を得て「社協福祉バザー」を実施

します。

(6) 備品（機材等）の貸出 ボラ

- ① 車いすの貸出を行います。
- ② 機（器）材の貸出を行います（行事用テント、福祉体験用具等）。

4 生活相談支援センター

(1) こだいら生活相談支援センターの運営 困窮

① 運営方針

「相談ごとがある時は、まずは社協に聞いてみよう」と言っていただけるよう、市民に身近で気軽に相談できる「ふくし」の相談窓口として、市民の生活に関わるさまざまな相談を受け止め、困りごとを整理しながら、活用できる制度や事業を案内し、関係機関への紹介を行い、複合的な課題に対して包括的な相談支援を行います。

② 相談支援体制の充実

市民が抱える既存の制度では対応が難しい福祉課題については、CSWと連携し、地域に必要な活動や取組を開発するなどし、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。

③ 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に自立することを支援するため、低所得者や離職者に対して生活及び就労等に関する相談支援を行うとともに、家計表などを活用して家計状況を「見える化」し、家計の改善に向けた支援も行います。また、問題の解決に当たっては関係機関と連携して取り組み、困窮者支援を通じた地域づくりにも努めます。

④ 住居確保給付金事業

失業中で収入が少ないなど一定要件を満たし、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象に、住居確保給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

(2) CSW事業の推進 地域 ボラ

一定の圏域に出向いて、地域のさまざまな団体や関係機関とのつながりを生かしながら、市民の皆様とともに、制度の狭間にある課題に対する個別支援や、地域の生活支援の仕組みづくりを行います。まちづくり、居場所の立ち上げや運営支援のほか、対象を問わず、幅広く相談を受け止めたうえで、関係機関へつないだり、直接解決に向けた資源の開発などを行うほか、ひきこもりの方やそのご家族への支援など、地域でも対応が難しい問題には新たな仕組みづくりに取り組みます。

平成29年度、1名をモデル地域に配置し、これまで対応が難しかった相談に対して、きめ細やかなコーディネートを行っています。今後、モデル地域を拡大し、複数配置を検目指します。

(3) 地域との連携 法人

- ① 今後の本会の地域福祉活動の中核となる地域福祉推進員制度のさらなる充実に向けて研究を進め、育成を行います。
- ② 住民主体の地域福祉活動を円滑に進めるため、民生委員児童委員や自治会などの住民組織等との連携を進めます。

(4) 高齢者福祉 地域

- ① 高齢者の交流の場として、市内の地域センター等を利用した、住民が主体となっている「ほのぼのひろば」の運営を支援します。
- ② 居場所・拠点づくりとして「小平市高齢者交流活動（こだまちサロン）支援事業」を受託し、生活支援コーディネーターと連携しながら高齢者を主体とした多世代を含めた自発的な交流活動の拠点に対して、その立上げ費用や運営費などの助成を行います。

(5) 共同募金地区協力会活動 ボラ 歳末

地区協力会の活動を通じて、関係団体相互の理解促進や、住民の生活課題の解決のための連携強化を図ります。

また、募金活動の実施にあたっては、市民の理解と協力を得るために諸事業の趣旨を十分周知するとともに、その結果についても適宜報告します。

① 赤い羽根共同募金

小平地区協力会として、社会福祉事業実施団体を支援するため、当事者団体、自治会、小・中学生、ボランティア、共同募金配分受配団体等の協力のもとに共同募金活動を広く展開します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金

地域福祉活動の充実及び要保護世帯への見舞金、ボランティア・市民活動の推進を行っている団体等を支援するために、自治会等の協力のもとに歳末たすけあい・地域福祉活動募金を広く展開します。

(6) 共同募金配分事業 ボラ 歳末

配分推せん委員会において、公平な判断のもと、次のとおり募金を配分します。

① 赤い羽根共同募金配分事業

福祉施設や地域福祉団体が行う社会福祉事業等の推進を支援します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金配分事業

ア 要保護世帯に年末見舞金を贈ります。

イ 募金配分金を財源として、ボランティア団体・市民活動団体や福祉団体等への助成、高齢者の交流など地域福祉活動の充実を図ります。

(7) 各種団体への支援 地域

- ① 障がい当事者、団体及び施設の活動を支援します。

- ② 市内高齢クラブの活動を支援します。
- ③ 各地区の子ども会等の活動を支援します。
- ④ 母子寡婦団体の活動を支援します。
- ⑤ 遺族会の活動を支援します。

(8) 緊急援護 法人

緊急的かつ一時的に食糧が必要な方に対し、食糧を提供します。

5 権利擁護センターの運営

(1) 権利擁護センターこだいらの運営 福祉 成年

① 運営方針

権利擁護センターは、市民一人ひとりの権利擁護支援（法的支援・生活支援・意思決定支援）を行なうとともに、地域で安心した暮らしが継続できるよう、それぞれの生活課題を解決するためのネットワークの構築に向けて、専門職団体や関係機関との連携を強化し、住民とともに「互いの権利を守る、支えあいのまちづくり」を推進していきます。また、成年後見制度利用促進法が施行されたことに伴い、本会に求められる役割について調査・研究をします。

② 福祉サービス総合支援事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行うほか、継続的な相談支援により、安心・安定した地域生活の継続に努めます。また、障がい者の福祉サービス利用等における苦情や相談についても、法律家の専門相談による質の高い的確な助言により、早期の課題解決に向けた取組を行います。

③ 成年後見制度あんしん生活創造事業

判断能力が十分でない方が、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難である場合でも、成年後見制度の活用により地域で安心して自分らしく主体的な生活を継続できるよう支援するとともに、後見人からの相談への対応や報酬助成、専門職との連絡会等、後見人に対する支援と連携を行い、成年後見制度全般のさらなる充実に努めます。また、市民後見人受任者への法人後見監督事業や本会が後見人として支援する法人後見事業も実施します。

④ 権利擁護支援人材養成

ア 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を契約する利用者の増加や支援の充実に対応すべく、定期的に生活支援員の養成を行なうとともに、継続的な研修を実施し、支援技術の向上を図ります。

イ 成年後見制度の地域の担い手である市民後見人の養成及び、育成（フォローアップ研修）を近隣7市と共に実施します。また、本会に登録している基礎講習修了者へ研修や

連絡会を開催し、後見人等の拡充と後見活動の充実を図ります。

ウ 市内の福祉サービス事業所や権利擁護の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連携・協働を図り、質の高い支援が担える人材養成への取組を実施します。

⑤ 地域におけるネットワークの強化

市民が自身の意思に基づいた主体的な生活が送れるよう、本人中心の支援ネットワークの形成を図るとともに、市内の地域包括ケアシステムの構築に向けて、福祉サービス事業者及び専門職、団体・住民等との連携を強化します。

⑥ 広報・啓発の充実

ア 市民を対象に権利擁護に関する各種講座等を開催し、活用できる制度や事業、身近に起きる権利侵害への対策等を知ることにより、地域の権利擁護支援力の向上を図ります。

イ 市報・社協だより、ホームページ等の他、金融機関や関係機関を通じて、権利擁護の制度・事業の周知とともに、講座・講習会の広報を行ない、参加者増を図ります。

ウ 市内福祉事業所や自治会等の要請に応じて、権利擁護支援関連の出前講座を行います。

6 障がい者地域自立生活支援センターの運営

(1) 小平市障がい者地域自立生活支援センター（ひびき）の運営

自立

① 運営方針

市内の障がい者（児）とその家族を対象として、自立支援給付、地域生活支援事業並びに各種障がい福祉施設等社会資源活用の支援、社会生活を高めるための支援及び情報の提供等の相談支援を総合的に行うことにより、障がい者（児）とその家族の地域における生活と、障がい者の自立と社会参加を支援します。

② 相談支援機能の充実

市から委託された地域活動支援事業としての市町村（障害者）相談支援事業及びソーシャルワーカー専門職を置く基幹相談等機能強化事業をさらに充実できるよう研究します。

また、小平市から指定された特定相談支援事業、障害児相談支援事業、及び東京都から指定を受けた地域相談支援事業については、小平市と協議して安定的に提供できる体制の充実を目指します。

③ 小平市地域自立支援協議会の運営

小平市地域自立支援協議会の事務局運営を小平市に協力して携わり、小平市と関係機関・団体と協働して、障がい者の地域生活支援の推進と関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

また、市や小平市地域自立支援協議会など関係機関と連携協働して、市内の相談支援事業のあり方を研究します。

④ 交流室の運営

障がいのある自立した方が気軽に立ち寄れる交流室を運営し、当事者同士の交流と社会参加の支援に努めます。

⑤ 障がい者運動会の運営

「小平市障がい者運動会」の運営に協力します。

7 地域包括支援センターの運営

(1) 基幹型地域包括支援センター中央センターの運営 包括

① 運営方針

基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムに向けて介護と医療などの連携強化を図り、基幹型地域ケア会議を運営することで市内全域に係わる地域福祉の向上に努めます。

また、認知症地域支援推進員・認知症ケア向上事業では、認知症の疑いがあるが認知症に関する受診ができない方等に対し、認知症アウトリーチチーム等と協働して、状態に応じた適切な医療・介護サービスにつなげるための働きかけを行います。さらに、認知症のケア等に関する研修や認知症に関する地域課題の検討を行う会議を通して、認知症の方を支える地域の基盤づくりに努めます。その他、担当圏域の高齢者把握に努め、相談・支援や介護予防を通じて、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めるとともに、自治会や関係機関と連携し、圏域の課題について協議していきます。

② 地域福祉人材育成

地域で活動する主任介護支援専門員に対して、介護支援専門員の人材育成等の役割が果たせることができるように専門職としての養成を図ります。またケアプラン指導研修の実施を通じて、市内全域の介護支援専門員や介護サービスの質的な向上を図ります。

③ 地域におけるネットワークの強化

在宅医療・介護連携を推進するため、会議や研修会の開催を通じて多職種及び関係機関との連携、ネットワークを強化します。また、各関係機関や市民との連携強化、課題抽出の実施を目的とした地域型地域ケア会議を行うことで、基幹型地域ケア会議につなげ、市内全域に関わる地域福祉向上に努めます。

④ 広報・啓発充実

地域包括支援センター業務や活動等に関する情報を広く市民に提供するため、社協だより及び「中央センターだより」の発行やホームページ等を通して情報提供に努めます。

また、継続して出張相談会を実施し、より多くの市民に対して「気軽に相談できる場」として周知、啓発を行います。

⑤ 小平市生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症の高齢者が増加する中、第一層生活支援コーディネーターが主体となり、医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、協議会を開催するなど日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

また、第二層コーディネーターやCSWと連携を図りながら地域に不足しているサービスの創出、サービスの担い手の養成や活動の場の確保をはじめ、関係者間の情報共有、サ

ービス提供主体間の連携の体制づくりなど行います。既存の概念にとらわれることなく、多面的な活動実践に努めます。

⑥ 小平市介護予防見守りボランティア事業

地域でさりげない見守り活動を行うことで、見守りを行う健康な高齢者の介護予防の促進と、見守りを必要とする高齢者の孤立化の防止を目指します。

また、見守りボランティアの数を増やし、地域での見守りや各圏域で行っている交流会を充実します。また、地域の見守り体制の構築に併せて、サロンなど誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや、社会資源の情報収集、研究を行い、地域包括ケアシステムに向けて小平市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携強化を図ります。

(2) 安心サービス事業 地域

① ひとりぐらし高齢者の安心サービス事業

乳酸菌飲料の配達や電話訪問を行い、安否の確認や孤独感の緩和を図ります。

また、サービス利用者に、本会登録団体による絵手紙を誕生日と正月に送ります。

8 たいよう福祉センターの経営管理 障七

(1) 利用者や市民の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的な人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。
- ④ 心身障がい児（2歳から小学校就学前）及び発達上の遅れがみられる児童の発達援助等のための支援を行います。
- ⑤ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑥ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑦ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 障がい者のニーズに応じた各種講座を開催します。障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と地域共生社会の実現を目指します。また、「障がい者スポーツ・レクリエーション教室」の開催にあたっては、自主サークル活動

の支援と支援ボランティアの育成に努めます。

- ② 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民や各種団体との交流の場として「センターまつり」、「暮らしのちょっとちょっと講座」を実施するとともに、「地域懇談会」に基づいて地域ニーズに応じた協働活動を行います。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。
- ④ 会議室等を障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。
- ⑤ 東京パラリンピックに向けて、さまざまな機会を捉えて障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と地域共生社会の実現を目指します。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談にあたっては、本会他部門の機能を活かすことで質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(4) 調査研究

- ① 利用者の中で、今後身体機能の低下により医療的な支援が必要となる方が見込まれるため、行為を限定した医療的ケアの実施に向けた研究を引き続き行います。
- ② 子どもの相談支援・療育支援・地域相談を併せ持った中核的な地域支援機関とする児童発達支援センターの設置に向けた研究を行います。

9 あおぞら福祉センターの経営管理 あお

(1) 利用者や市民の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。
- ④ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑤ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。

- ⑥ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民との交流の場として親子を対象とした夏の「紙すき」体験や「わくわく納涼祭」、「地域懇談会」を開催するほか、「パラスポーツフェスタ」の参加型イベントを通じて地域の皆様と共に歩む地域共生社会の実現に努めます。
- ② 地元自治会、地域住民、各種団体と協働して「地域防災訓練」を実施します。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。
- ④ ふれあいルームを障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。
- ⑤ 東京パラリンピックに向けて、さまざまな機会を捉えて障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と地域共生社会の実現を目指します。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談に当たっては本会他部門の機能を活かすことで、質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

10 たいよう福祉センター・あおぞら福祉センター共通の事業 障セ あお

(1) 小平市障がい者緑化推進事業

利用者とともに屋上等の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。また、緑化の推進、保全業務への従事を通じ、障がい者の就労機会の拡大を図ります。

(2) 小平市巡回相談事業

市内の保育園、幼稚園を言語聴覚士等が訪問し、発達の気になる児童の観察、保育士・幼稚園教諭・保護者への指導、助言等を行うことにより、保育園・幼稚園の保育力向上と児童の発達を支援します。